

中間前払金

さらに簡易に！

平成24年9月1日

県土整備部

ぐんま電子納品システム活用で
中間前金払の申請を簡素化！

ぐんま電子納品システムで中間前金払を簡易に申請できるようになりました。

以下の必要書類の作成・提出が可能となっています。

- 認定請求書
- 工事工程報告書
- 履行報告書

※ 履行報告書の一部簡略化も実施されています。



中間前金払とは、当初の前金払40%を受けた後、簡単な手続で請負代金の20%の前払金を追加で請求できる制度です。

「中間前金払」は部分払に代わる制度として、国や群馬県を始め県内の複数の自治体で採用されています。建設企業への円滑な資金供給を目的とした制度であり、事務手続も簡素化されています。

保証手続が簡単です！

払出手続が簡単です！

保証料が格安です！

※ 中間前払金に係る保証料率は一律0.065%です。

保証金額100万円当たり650円と格安です。

※ 平成25年3月、中小企業金融円滑化法が終了となります。

今後の資金調達の選択肢として、中間前金払の活用を是非、ご検討ください。

お問合せ先



東日本建設業保証株式会社

〒371-0846 前橋市元総社町2-5-3 群馬建設会館2F

TEL 027-252-1661

FAX 0120-027-326